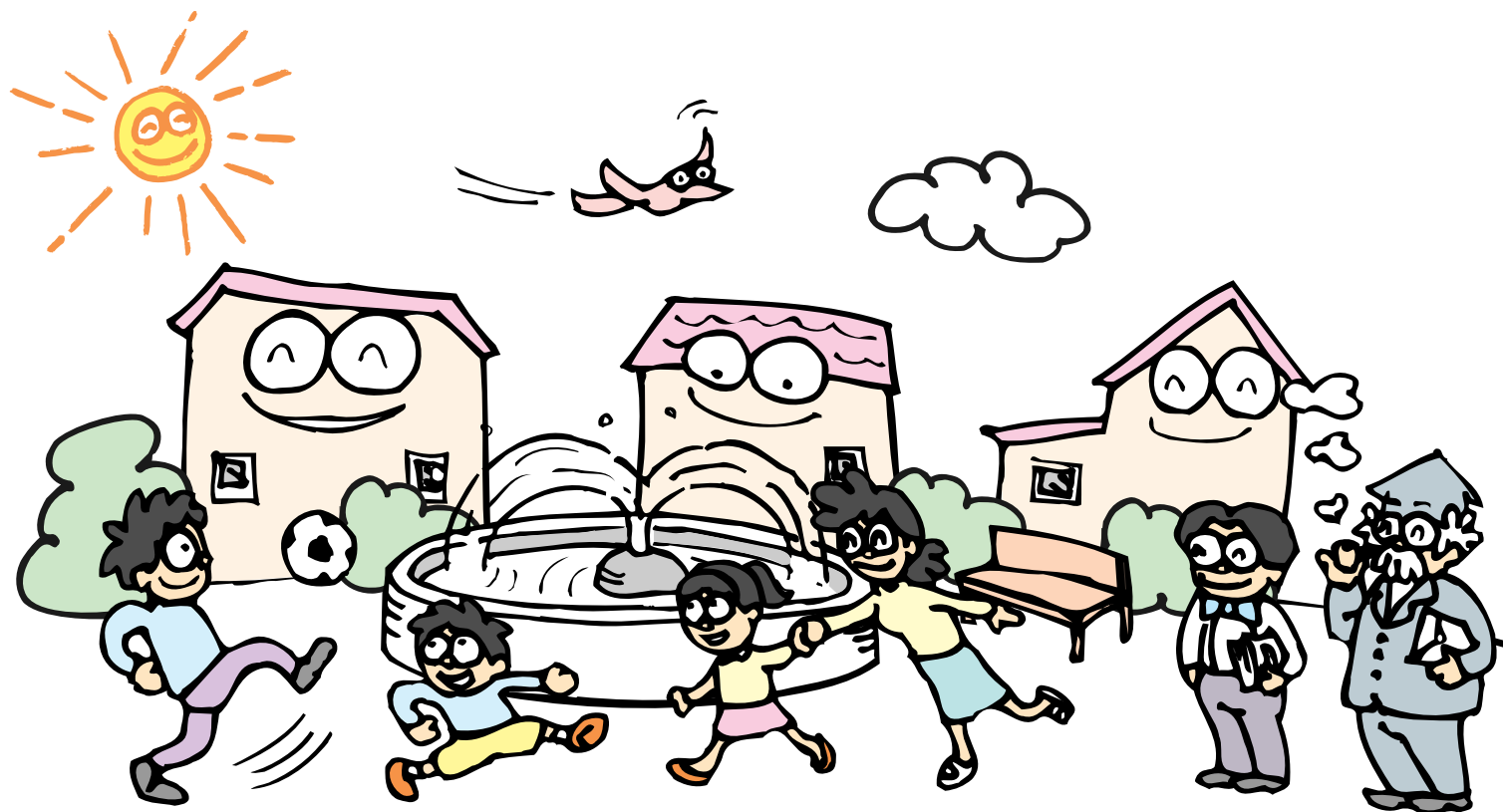


# はじめに

2000年4月1日に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（以下「品確法」）は、質の高い住宅づくりをすすめるためにつくられた法律です。これまで2年程度が多かった瑕疵担保責任期間を「10年に義務化」とするとともに、多種多様な工法の住宅の性能を横並びに比較できる「住宅性能表示制度」と、万一のトラブル発生には迅速に解決を図るための「指定住宅紛争処理機関」が創設されました。

これらにより今まで以上に住宅を安心して建て、安心して住むことができるようになります。



## 10年間安心です。

住宅は人生で最大の買い物です。それにもかかわらず住宅の瑕疵担保責任期間は、多くは2年程度でした。それが、品確法によって新築住宅は、引き渡しを受けた時から10年間、基本構造部分の欠陥には無料補修等を請求することができるようになりました。

## 性能のものさしができました。

もうひとつの特長は、「住宅性能表示制度」の創設です。建築会社等はそれぞれ自社の性能の高さをアピールしていますが、どう相互比較したらよいのか、あなたのニーズに合った性能であるのかは、なかなか判断できません。そこで、住宅の性能水準を、共通のものさしにより評価・表示する制度、それが住宅性能表示制度なのです。

## トラブルもスピーディに解決できます。

住宅性能表示制度を活用した住宅（※）については万一トラブルが発生した場合、指定住宅紛争処理機関に申請することによって紛争をスピーディに解決することができます。裁判で争うより簡略に、かつ費用をあまりかけずに利用できるのを覚えておくとよいでしょう。

（※）マーク付きの「建設住宅性能評価書」を受けた住宅